

ID: 375

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	使用料の減免																
例規名 根拠条項	駅前交流プラザ「よろーな」条例 第18条第2項において読み替える場合の第13条																
例規番号	平成24年条例第35号																
<p>【根拠条文】 (利用料金等の減免) 第13条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。なお、利用料金を免除する場合は、冷暖房料も免除とする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び駅前交流プラザ「よろーな」条例施行規則第8条の規定による。 (利用料金等の減免) 第8条 条例第13条の規定により利用料金及び冷暖房料並びに実費徴収金を減免する基準は、別表第1のとおりとする。 2 利用料金及び冷暖房料の減免を受けようとする者は、駅前交流プラザ「よろーな」利用料金等減免申請書(別記様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。 別表第1(第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利用区分</th> <th style="width: 30%;">減免内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、商工業関係団体、農林業関係団体、労働関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>(3) 商工会議所法(昭和28年法律第143号)、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する市内の各団体が主催又は共催する場合</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>(4) 公共交通輸送機関で利用者の利便性に寄与する場合</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>(5) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(6) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>(7) その他指定管理者指定が特に必要と認めた場合</td> <td>5割減額又は免除</td> </tr> </tbody> </table>		利用区分	減免内容	(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除	(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、商工業関係団体、農林業関係団体、労働関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額	(3) 商工会議所法(昭和28年法律第143号)、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する市内の各団体が主催又は共催する場合	5割減額	(4) 公共交通輸送機関で利用者の利便性に寄与する場合	5割減額	(5) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除	(6) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体	5割減額	(7) その他指定管理者指定が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除
利用区分	減免内容																
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除																
(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、商工業関係団体、農林業関係団体、労働関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額																
(3) 商工会議所法(昭和28年法律第143号)、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する市内の各団体が主催又は共催する場合	5割減額																
(4) 公共交通輸送機関で利用者の利便性に寄与する場合	5割減額																
(5) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除																
(6) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体	5割減額																
(7) その他指定管理者指定が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除																
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用料金を免除する場合は、冷暖房料及び備付物件の利用料金並びに実費徴収金も免除とする。 2 前号に掲げる場合を除き、冷暖房料及び備付物件の利用料金並びに実費徴収金は、減免の対象としない。 3 申請者が本市以外のもの、政治活動又は宗教活動を行うもの、営利を目的とした利用又は飲酒を伴う場合の利用については、減免の対象としない。 																	
標準処理期間	3日																
備考																	

設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 21 日